

別表第1（第3条、第3条の2関係）

カドミウム	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号。以下「環境基準」という。）別表に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	
有機燐	検液中に検出されないこと。	
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	
砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	
総水銀	検液1リットルにつき0.005ミリグラム以下	
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	
PCB	検液中に検出されないこと。	
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	
クロロエチレン （別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー）	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	
1.2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	
1.1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	
シス-1.2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	
1.1.1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	
1.1.2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.03ミリグラム以下	

テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号。以下「環境基準」という。)別表に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	
ベンゼン	検液1リットルにつき0.001ミリグラム以下	
セレン	検液1リットルにつき0.001ミリグラム以下	
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	
1,4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.005ミリグラム以下	ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について(平成11年環境庁告示第68号)別表土壌の項に定める方法
ダイオキシン類	試料1グラムにつき1,000ピコグラム-TEQ以下	

備考

- 1 中欄中検液中濃度に係るものにあつては、土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 公共事業(条例第9条第1号に規定する公共事業をいう。)のうち市長が別に定める種類の事業による土砂等の埋立て等が行われる場合であつて、当該土砂等の埋立て等が行われている間及び当該土砂等の埋立て等が完了した後において地下水の汚染の防止を図る上で必要な管理が行われるものとして、事前に市長の承認を受けたときの当該土砂等の埋立て等に使用される土砂等の砒素、ふっ素及びほう素に係る中欄中検液中濃度に係る値は、それぞれ検液1リットルにつき0.003ミリグラム、2.4ミリグラム及び3ミリグラムとする。
- 3 中欄中「検出されないこと。」とは、右欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機^{りん}燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。